

質 問 回 答 書

1. 入札（見積）日：令和 8年 4月 22日

2. 件 名

新発田市緊急通報装置事業業務委託

3. 質問事項

受付日： 令和8年4月15日

No.	質問	回答				
1	仕様書 1 及び 2 目的について・・・弊社では令和6年6月27日発行の警察庁生活安全局長が各都道府県警察の長宛て警備業法等の解釈運用基準について（通達）において警備業法等の解釈運用基準の「4 機械警備業務の定義」を照らし合わせ、弊社としては今業務を機械警備業務としての受注の認識でおりますが、間違いはないでしょうか。	<p>本業務はお見込みのとおり、機械警備業務ですが、業務内容に受注者の警備員による現地確認は含まれていません。</p> <p>なお、本業務の仕様書中「2 目的」について、下記のとおり訂正いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">訂正前</th> <th style="width: 50%;">訂正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 目的 (途中省略) なお、本業務には、窃盗等の事故又は利用者の身体に対する危害を警戒し防止する業務（警備業法第2条第1項及び同項第4号に規定する業務）は含まない。</td> <td>2 目的 (途中省略) なお、本業務には、窃盗等の事故又は利用者の身体に対する危害を警戒し防止する業務（警備業法第2条第1項第1号及び同項第4号に規定する業務）は含まない。</td> </tr> </tbody> </table>	訂正前	訂正後	2 目的 (途中省略) なお、本業務には、窃盗等の事故又は利用者の身体に対する危害を警戒し防止する業務（警備業法第2条第1項及び同項第4号に規定する業務）は含まない。	2 目的 (途中省略) なお、本業務には、窃盗等の事故又は利用者の身体に対する危害を警戒し防止する業務（警備業法第2条第1項第1号及び同項第4号に規定する業務）は含まない。
訂正前	訂正後					
2 目的 (途中省略) なお、本業務には、窃盗等の事故又は利用者の身体に対する危害を警戒し防止する業務（警備業法第2条第1項及び同項第4号に規定する業務）は含まない。	2 目的 (途中省略) なお、本業務には、窃盗等の事故又は利用者の身体に対する危害を警戒し防止する業務（警備業法第2条第1項第1号及び同項第4号に規定する業務）は含まない。					
2	仕様書 7 業務の実施要領(4)①・・・連絡先の通報のみの業務内容ですが、弊社は機械警備の業務と捉えており現地確認を行います。よろしいでしょうか。	仕様書のとおり、業務内容に受注者の警備員による現地確認は含まれていません。				
3	仕様書 7 業務の実施要領(6)・・・鍵は預からないとありますが、対処の際は物件外観確認後、緊急連絡先へ内容を報告とするが、万が一、緊急性が認知できた場合は、ガラス破壊を行い内部確認をさせていただきますので運用調整をさせて頂く場合がございます。	仕様書のとおり、受注者は利用者宅の鍵は預かりません。また、業務内容に受注者の警備員による現地確認は含まれていません。				
4	警備業法第43条に抵触する地域利用者への対応として、機械警備業務を提供できません。代替案としてサービス提供先にある機器から直接指定緊急連絡先への自動通報でよろしいでしょうか。	本業務は、業務内容に受注者の警備員による現地確認は含まれていないため、御質問の代替案の検討は不要です。				
5	仕様書 4 資格等(2)・・・実績については他契約先の契約書の写しでよろしいでしょうか。写しの場合、契約先、料金等の詳細は黒塗りの提出でよろしいでしょうか。	本業務の実績確認については、実績市町村名がわかる契約書の写しの提出をお願いします。なお、料金は黒塗りで支障ありません。				
6	仕様書 4 資格等(4)・・・具体的な書類はどのようなものを提出したらいいでしょうか。	資格確認書類については、上記5のほか、認定証等の写しの提出をお願いします。				

7	仕様書6業務内容(1)機器の仕様②緊急通報装置本体 (携帯電話回線タイプ) ウ・・・本体装置には相談機能がないので、利用者の通話できる機器から弊社の相談窓口へ連絡いただく方法でよろしいでしょうか。	仕様書のとおり、緊急通報装置本体(固定電話回線タイプ・携帯電話回線タイプ)には、相談機能を必須としているため、そのほかの手段による相談機能は不要です。
8	仕様書6業務内容(1)④安否センサー イ・・・利用者の外出及び在宅の状況を自動検知とありますが、在外出の精度が低いものと考えますので弊社では利用者の操作を必要としますがいかがでしょうか。操作必要が承諾の場合は安否センサーは1個でいいと考えますがいかがでしょうか。	仕様書のとおり、高齢者及び障がい者を対象としており、利用者及びその協力員に極力負担を与えないサービス提供を目的としているため、配慮された安否センサーの貸与をお願いします。
9	仕様書6業務内容(2)業務体制①・・・他社に業務の一部又は全部を委託は不可とあるが、現在も休日夜間の相談受付について100%子会社へ委託しておりますので、今案件に関してもよろしいでしょうか。	仕様書11のとおり、あらかじめ書面により発注者に申請し、承諾を得る必要があります。
10	仕様書7業務の実施要領(7)保守点検・故障・破損対応①・・・弊社機器は自己診断機能が付加されておりますので、異常時には即時対応いたしますので、適宜の点検でよろしいでしょうか。 保守点検を年1回以上実施(現在も実施しております)	仕様書のとおり。年1回以上の保守点検をお願いします。
11	仕様書7業務の実施要領(9)発注者への報告②随時報告・・・利用者台帳データの提供とありますが、台帳データとは何をさしてますでしょうか。	市から提供する利用者の基本情報(利用者氏名・利用者住所・利用者電話番号・緊急連絡先氏名・緊急連絡先住所・緊急連絡先電話番号・緊急連絡先続柄)、設置日、休止日等です。
12	利用者が長期不在の場合の機器の取扱い(解約・撤去)はどのように考えでしょうか。	機器の解約・撤去については、市が判断し、発注者へ通知します。
13	双方協議により契約文書の変更をすることは可能でしょうか。	委託契約書(案)第10条のとおり、契約に疑義が生じたときは、両者協議の上、決定します。